

令和5年度 彼杵小学校 いじめ防止基本方針
(学校の基本方針)

令和5年4月
彼杵小学校

本校では「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に従い、「いじめ」について次のように捉え、取組と対応を行います。

【いじめ防止対策推進法（一部抜粋）】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

1. 「いじめ」に関する考え

『「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。』（「いじめ防止対策推進法」第1章 総則（定義）第2条より抜粋）』と法に記された内容と意味を職員及び児童、保護者で共有し、全ての児童を対象に、いじめの加害・被害とならないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

2. 「いじめ防止」への取組

『児童は、いじめを行ってはならない。』（「いじめ防止対策推進法」第1章 総則（いじめの禁止）第4条より）』と法に記されていることを受け、その未然防止に向け、学校は「いじめ対策委員会」を設置し、「人権尊重」「良好な関係づくり」「思いやりの精神」の醸成及び規範意識の育成に組織的かつ計画的に取り組めます。また、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担い、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を収集し、その後の対応の検討と指示を行います。

併せて、「傍観者」がいじめを促進する環境となることを踏まえ「仲裁者」や「相談者」など勇気を持ち、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努めます。

3. 「いじめ事案」への対応

いじめの疑いがある場合は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童から聴取を行い心のケアといじめから守るための安全を確保します。また、「いじめ対策委員会」と保護者等と情報を共有して対応します。状況に応じて心理や福祉等の外部専門家の協力を得るなどいじめられた児童に寄り添い支える体制を作ります。

いじめたとされる児童からも聴取を行い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行います。

相互にいじめが解消し、下記の要因と再発の可能性が全くないと判断できるまで、継続して十分な注意・観察と指導を行います。

〈いじめ解消の要件〉

（要件1）いじめに係る行為が止んでいること

（要件2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

4. 「いじめ重大事態」について（「いじめ防止対策推進法 第28条、30条」）

下記の場合には、その事態を「重大事態」として対処し、同種の事態の発生の防止のため、組織を設け、町教育委員会を通じて、地方公共団体の長に報告します。

- 一 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安として連続して欠席しているなど）

本方針は、人権尊重の理念に基づき彼杵小学校全ての児童が充実した生活を送ることができるよう、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法① 第1章総則第2条（定義）】

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

- （1）学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめの兆候や発生を見逃さず、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- （2）いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

※ いじめ防止のための基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の**自己有用感**を高め、**自尊感情**を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 育てたい子どもの姿

自他の生命・人権を大切にし、思いやりのある行動ができる子

学校教育目標

ふるさとに誇りと愛着を持ち、心豊かにたくましく生きる彼杵っ子



行動目標 (めざす子ども像から)

- (自他の)健康・安全に気をつけて生活する。
- 元気なあいさつや正しい言葉遣いができる。
- だれとでも助け合い協力できる。
- よいと思うことは勇気を出して行く。
- 物を大切にし、約束やきまりを守る。
- わかるまで、できるまで学習する。

生命・安全を大切にする。
相手の気持ちを大切にする。
異なる意見や立場を尊重する。
善悪の判断、公平・正義を貫く。
規範意識を高める。
充実感・達成感を味わわせる。

3 いじめに向かわせない日々の教育環境（積極的な生徒指導）

- (1) いじめを生まない学級づくり
- (2) 信頼される担任としての心構え
- (3) 「わかった、できた」の充実感をもたせる授業
- (4) 自己有用感を高める望ましい集団活動
- (5) 心に響く道徳科の授業

◎方針の実践方策

- (1) 学級経営案に盛り込む → 目標管理シートに設定して取り組む。
- (2) 学校評価（自己評価・関係者評価）で点検・改善。
- (3) いじめ実態調査（年に2回）、子ども理解支援シートを学校評価の時期と併せて行う。
- (4) 実態調査の追跡面談を行い、確認を行う。
- (5) 情報交換会（児童理解）でかならず、実態調査結果を共有する。
- (6) それぞれの立場の子を意識して指導する。
- (7) 学校のホームページ上で、方針の内容等を公開する。

いじめられる子

いじめる子

同調する子

見て見ぬふりをする子



「いじめを見逃さない」「いじめをさせない」
「いじめを許さない」指導の徹底を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導担当、教育支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめが発見された場合、必要またはいじめによる被害の訴えがあった場合には委員会を開催する。

(2) サポート会議（情報交換会）

月1回全教職員で日常の観察やいじめ実態調査（各学期1回及び児童、保護者、外部からの被害相談をもとに問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

(3) 職員研修会

いじめ防止に関する内容、事例研修を行い、いじめを見抜く観察力や対応力の向上に努める。

5 いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置に関する具体的方策について

(いじめを生まない学級経営、集団活動の指導)

	教職員の取組	児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→児童)
① いじめ防止	○全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。	○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。 (道徳・特活・総合) ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。 ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 (道徳・特活・総合)	○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。

② いじめの 早期発見			○おかしいと感じた児童がいる場合には低・中・高学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。 ○様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。 ○いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。 ○「学校生活に関するアンケート」を年3回（6・11・2月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。	○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○教室に意見（議題）ポストを設置し、困っていること、悩んでいること、気になっている友達のことを定期的に出させる。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○「子ども理解支援シート」を活用して、サインを出さない、感情表出の乏しい子どもを把握、理解するようにする。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 （いじめ対策ハンドブック P85 参照） ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。	○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 (チェック表) ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段からつくっておく。
いじめに対する措置	暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、対応にあたる。 ○いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

②いじめに対する措置	2 暴力を伴わない場合		護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。		
			○いじめが解消したと見られる場合でも継続した観察や相談を行う。	○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	
		いじめたとされた側	○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。 ○普段の言動から加害者を早期発見する。「暴力」への速やかで毅然とした指導を要する。	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
			情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、対応にあたる。 いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめたとされた側	○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

				○スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等、関係諸機関と連携をとる。	
③ いじめに対する措置	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、対応にあたる。	○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめたとされた側	○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者		○傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。 ○傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、または、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。	○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

6 関係機関との連携

- (1) 町組織や関連施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する町の職員といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供するとともに、個人情報やプライバシーには最大限に配慮して対応をしていく。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行いPTA役員会、学校運営協議会で結果の考察や改善策等を検討する。また、その結果を教育委員会等に報告する。

9 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ① 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - * 調査を要する重大事態の例
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ③ その他の場合
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

【学校いじめ防止基本方針策定及びいじめ対策委員会設置のためのチェックリスト】

《チェックリスト》

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針の策定	☐	(1)	・国や県の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	☐	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	☐	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	☐	(4)	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	☐	(5)	・ＰＴＡや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	☐	(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校のホームページ上で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会の設置	☐	(7)	・「いじめ対策委員会」を設置している。
	☐	(8)	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	☐	(9)	・定例会議を毎月１回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	☐	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総 括	☐	(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正している。

参考法規

(1) 教育基本法

① 教育機会均等

第4条全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章小学校

第35条市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為